

(別紙)

土地区画整理法第76条第1項の規定に関する許可条件

1. 許可内容に反した施工をしないこと。
変更がある場合（他法令に関する申請内容との相違を含む）には取下げ申請の後、再申請を行うこと。
2. 施行者が設けた標識（コンクリート境界杭等）は、施行者の承諾を得ないで移転、除去、汚損及び毀損しないこと。
3. 工事に際しては道路構造物（側溝、マンホール等）などの公共施設を破損してはならないこと。
当該工事により公共施設等を破損したときは、申請者は、施行者の指示に従い速やかに復旧すること。
4. 道路及び水路等の公共施設上ならびに隣地等に建設資材を放置しないこと。
なお、使用する場合には必ず土地所有者の許可を得ること。
5. 電柱、支線柱等の撤去及び移設については、施行者および施設管理者と協議すること。
6. 当該工事によって施行者又は第三者に損害を与えたときは、全て申請者で賠償の責任を負うこと。
7. 他の法令による許認可後でなければ工事に着手してはならないこと。
8. 申請者は、当該工事を着手及び完了したときは、三田市あてに届け出ること。

【特記事項】

- 工事関係車輛については、苦情が出ないように対応すること。
- 工事施工中、埋蔵文化財が発見された場合は、直ちに工事を中止し、市文化財担当へ連絡し協議すること。
- 工事施工に際し、隣接宅地に影響（宅盤の緩み、崩壊等）を及ぼした場合、その復旧方法について、事前に隣接土地所有者（又は施行者）に了解を得ること。